

# 横浜市立鶴見中学校 いじめ防止基本方針

## I. いじめの防止などのための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義（法による定義）

「いじめ防止対策推進法」によれば、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う。心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。

### 2 基本方針の目的：

本校にあっては、いじめがどの集団でも、どの学級にも起こりうる可能性があるもっとも身近で、しかも深刻な人権侵害であることを強く認識し、いじめの諸問題への対策のため、生徒・学校・保護者・地域住民が、それぞれの立場で何ができるか、何をすべきかを考え、互いの協力を通じて行動することにより、子どもの健全育成、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とし、学校基本方針を策定する。

## II. 組織の設置及び取り組み

### 1 組織の構成

本校にあっては「いじめ防止対策委員会」を組織する。この委員会を中心とし、必要に応じ関係教職員を加えて組織的に取り組む。

構成員は、学校長、副校長、教務主任、各学年主任、生活指導部長、養護教諭、生徒指導専任とする。この組織は、生活指導部との連携を図る。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等心理・福祉の専門家、弁護士、医師等の外部専門家、区役所、警察、児童相談所、教育委員会などの外部組織との連携を取る。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な年間計画の作成
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に関する情報の収集と記録、共有
- いじめを察知した場合、情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携などの対応の組織的な実施
- いじめ防止に関する教職員の資質向上に必要な研修や措置の計画的・継続的な実施を主なものとする。また、必要に応じ、いじめ防止基本方針や年間計画の見直し、取り組みのチェックや対応の検証等を行う。

## 2 年間の取り組み(いじめ防止対策委員会は毎月1回以上実施)

- 4月 生徒理解研修 教育相談・アンケート 授業参観・懇談会
- 5月 放課後学習支援
- 6月 学校・家庭・地域連携事業実行委員会 地域代表との懇談会  
放課後学習支援 Y-P(アセスメント・プログラム)
- 7月 地区懇談会 三者面談 放課後学習支援 SOS教育
- 8月 地域パトロール 教育相談・アンケート 第2回生徒理解研修  
小中合同生徒理解研修
- 9月 教育相談 授業参観・懇談会 放課後学習支援
- 10月 学校を開く週間 放課後学習支援
- 11月 学習支援 Y-P(アセスメント・プログラム) 職場体験学習(2年)
- 12月 三者面談 放課後学習支援
- 1月 教育相談・アンケート 授業参観・懇談会 放課後学習支援
- 2月 放課後学習支援 職業講話(1年) 新入生保護者説明会 児童生徒交流会
- 3月 放課後学習支援 いじめ防止基本方針見直し

○このほか、適切に時期を定め、人権学習、命の大切さを学ぶ教室、サイバー教室を行う。また、各月の活動として、あいさつみ運動、ハマロードサポーターの活動に取り組む。

## Ⅲ. いじめ防止・早期発見へ向けての取り組み

### 1 いじめの防止

- ふだんの学校生活の中で、全教職員が生徒の言動の変化の観察に努め、声掛けなどによるコミュニケーションで良好な関係の構築を目指す。また、生徒同士が心を通わせるコミュニケーションの力を育み、ルールやマナーを守って授業や行事に主体的に取り組める環境づくりを行う。具体的には、
- わかる授業を展開し、生徒が学習への理解を通じて、学校生活への意欲を持てるよう支援する。
  - 行事の中で生徒が自分の役割や他者との関わりを認識し、より良い成果をあげながら、互いを認め合える関係を構築できるよう、行事の目的を再確認し、必要な支援や組織的な運営を行う。
  - 年間を通じて定期的、または個別に教育相談、三者面談を行い、生徒・保護者との対話、連絡の機会とする。
  - 全教職員間で定期的に生徒指導にかかわる情報を共有する機会を設け、生徒理解を深める。
  - 教職員の言動により生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することのないよう、研修などを通じて意識を高める。
  - Y-Pアセスメントを年2回実施し、支援を必要とする生徒を組織的に共有し、積極的な支援や継続的な見守りを行う。
  - 記名アンケート、無記名アンケート、いじめ解決一斉キャンペーンを実施し、必要に応じたきめ細やかな教育相談を通して、いじめの未然防止に努める。

## 2 早期発見

Iに挙げた諸活動を通して生徒との良好な関係を構築する中、以下の活動に取り組む。

- 生徒の言動や人間関係の変化に気を配り、危険信号を見落とさないよう努める。
- 職員の気づきや生徒からの情報等を迅速に共有し、組織的な取り組みへ向けて職員の協力体制を確認する。
- 当該生徒や周囲の生徒からていねいに、かつ慎重に情報を集め、またアンケート調査や教育相談などを活用し、実態把握に努める。
- インターネットなどのサイバー空間で行われるいじめに対しては、生徒の状況を把握し、早期発見に努める。

## 3 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、次のような方針に基づき迅速に対応する。

- 「対策委員会」を中核として、迅速に情報共有を行い組織的に対応する。
- 当該生徒を守り通すことを基本とし、その心情や状況を把握し、生徒の状態に合わせた継続的ケアを行う。
- 関係生徒に対しては、人格形成のための教育的配慮のもと、触法行為については毅然とした態度で指導する。特に、暴行・傷害など犯罪行為にあたる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察との連携のもと、対応する。
- 当該、関係両生徒をはじめ関係生徒へ向けて、再発防止のための継続的な指導、支援に努める。
- 対応については、必要に応じ、関係機関・専門機関との連携を取っていく。

## 4 いじめの解消

いじめの解消は、生徒や保護者からの申告だけでなく、教員による組織的な行動観察や情報収集に基づき総合的に判断する。基本的には次の2つを満たしたとき、「いじめが解消した」とする。

- いじめの行為が少なくとも3か月（目安）ないこと。
- いじめを受けた生徒が現在心身の苦痛を感じていないこと。

## 5 「中学校区学校・家庭・地域連携事業」などの活用

保護者や地域住民と、いじめの問題や学校の抱える課題を共有し、協力的な関係のもと解決に向けて取り組めるよう、「中学校区学校・家庭・地域連携事業」などを活用して、小・中学校、保護者、地域の三者による仕組みづくりを進める。

## IV. 重大事態への対処

### 1 重大事態の対処

いじめによって次のような事態が発生した場合、重大事態が発生したものとみなし、報告・調査・対処する。同時に教育委員会に報告を行う。

(1) 「生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を被った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(2) 「相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められたとき」

- ・年間 30 日を目安とするが、状況や状態等個々のケースを十分検討する。

(3) 生徒や保護者から、いじめられて上記のような重大事態に至ったという申し出があったとき。

### 2 調査・報告・対処

校内の対策委員会を中核とし、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。その調査結果も教育委員会に報告する。

### 3 生徒・保護者への報告

いじめを受けた生徒およびその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜・適切に報告する。

## V. 本方針の点検・見直し

本校いじめ防止対策委員会は、年度末、または必要に応じて年 1 回以上、本いじめ防止基本方針に基づく年間の取組を点検・検証し、次年度または即時の本方針の見直しおよび修正をする。